

「滋賀県高齢者居住安定確保計画(第5期)」(案) の概要

第1章 計画の目的と位置付け

目的 高齢者が安心して暮らし続けられる住環境の実現に向け、福祉政策との連携および県、市町、民間事業者、福祉団体、地域住民等の協働によりきめ細かな住宅政策を総合的に推進することを目的とする。

位置付け 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条に基づく都道府県計画。滋賀県住生活基本計画における高齢者の住まいに関する施策の実施計画。

計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間

第3章 現状と課題

1 高齢期の住まいに対する不安

- 持家に居住する高齢者の多くが、建築時期が古くバリアフリー化されていない住宅に居住
- 水害等の被害の増加に伴う、自然災害発生時の対応方法や住宅の安全性に対する不安の高まり
- ヒートショックも一因となる家庭の浴槽での事故で毎年多くの方が死亡する状況が継続
- 持家に居住する高齢者の割合が高い中で、施設入所や転居等により空き家となつた後の適正管理に懸念

2 高齢者向け住宅等の需要の高まり

- 高齢世帯の増加に伴い、高齢者向け住宅等の需要が増加
- 多様な高齢者向け住宅等の中から自らに合った住宅を選択するための情報が十分に入っていない

3 賃貸住宅への入居が困難

- 民間賃貸住宅において、高齢者の入居を拒否する賃貸人の増加
- 高齢者の入居に際し、孤独死等に備えた見守りや生活支援、死亡時の残置家財処理等の支援の需要が多い
- セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の情報が関係者間で十分に共有されていない

第5章 推進体制

1 県における推進体制

計画を着実に推進するため、関係部局間で緊密に連携して取組を進めます。

2 県と市町の連携

県と市町の住宅部局と福祉部局をはじめとする各行政部門が連携して取組を進めます。

3 多様な主体による連携体制

住宅関連事業者や福祉関係事業者の連携等により、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

第2章 高齢者の居住に関する状況

	(H25)	(H30)	(R7推計)	県	全国	増加率 (H25→H30)
高齢夫婦世帯数	57,700世帯	66,600世帯	70,019世帯	1.15	1.12	
高齢単身世帯数	40,500世帯	51,400世帯	61,024世帯	1.27	1.16	

※全国に比して、高齢者のみの世帯数の増加率が高い

■居住の態様 (H30)

持家：209,000世帯 民間賃貸住宅：15,300世帯 公営住宅：4,800世帯

※高齢世帯の90.3%が持家に居住（全国平均：81.9%）

第4章 施策

基本目標： 高齢期を自分らしく幸せに暮らすための安全、安心な住まいづくり

1 安心して居住できる住まいの整備

- (1) **高齢期を健やかに安心して暮らせる住環境の整備**
- バリアフリー化等への支援
 - 良好な温熱環境を備えた住まいづくりの促進
 - 長期優良住宅の普及促進
 - 自然災害に強い住まいづくりの促進
 - 感染症に対応した住まいづくりの促進
 - 空き家の適正管理等の推進

2 高齢者向け住宅等の供給量と質の確保

- (1) **高齢者向け住宅等の供給の促進**
- 高齢者向け住宅等に関する情報提供の充実
 - 公営住宅におけるシルバーハウ징の実施
 - サービス付き高齢者向け住宅の独自基準の設定
- サービス付き高齢者向け住宅独自基準
- ①旧制度で登録された住宅に係る面積要件の緩和
 - ②既存建物に係る面積要件の緩和
 - ③介護サービス等の利用に関する入居者への事前説明
 - ④登録申請における市町への事前手続
 - ⑤避難確保計画の作成

(2) 高齢者向け住宅等の質の確保

- 適切な運営に係る指導
- 防災・減災の推進
- 入居者の日常生活継続のための感染症対策の推進
- サービス付き高齢者向け住宅の独自基準の設定

3 多様なニーズに応じた賃貸住宅への入居支援

- (1) **公営住宅における高齢者への配慮**
- バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
 - 良好な温熱環境の確保
 - 入居機会の拡大
- (2) **民間賃貸住宅への円滑な入居の促進**
- 入居者と家主がともに安心できる環境づくりの促進
 - セーフティネット住宅の登録促進
 - 居住支援法人による活動の促進
 - 福祉関係者と住宅関係者が連携した居住支援体制の構築

今後のスケジュール

令和6年3月 計画策定・公表